

# 資料編

## 1. 計画の策定経過

| 日時                        | 内容   |
|---------------------------|--|
| 令和2年(2020年)<br>4月14日      | 第1回宝塚市社会福祉審議会(書面会議)<br>■議事内容<br>・宝塚市地域福祉計画(第3期)の策定について   |
| 令和2年(2020年)<br>5月25日、6月3日 | 宝塚市地域福祉推進検討会地域福祉計画策定部会<br>■議事内容<br>・相談支援の包括化に向けた国の方針<br>・各相談窓口での課題について   |
| 令和2年(2020年)<br>6月29日      | 宝塚市地域福祉推進検討会地域福祉計画策定部会<br>■議事内容<br>・災害時要援護者支援の現状と今後の方向性<br>・新型コロナウイルス感染症への対応   |
| 令和2年(2020年)<br>7月29日      | 第1回宝塚市地域福祉推進検討会<br>■議事内容<br>・計画原案の検討(位置づけ、基本理念、基本的な視点など)<br>・計画原案の検討(追加事項)   |
| 令和2年(2020年)<br>10月5日      | 第2回宝塚市社会福祉審議会<br>■議事内容<br>・宝塚市地域福祉計画(第3期)の策定について   |
| 令和2年(2020年)<br>11月16日     | 第2回宝塚市地域福祉推進検討会<br>■議事内容<br>・重層的支援体制整備事業について(仮)  |
| 令和3年(2021年)<br>1月22日      | 第3回宝塚市社会福祉審議会<br>■議事内容<br>・宝塚市地域福祉計画(第3期)の策定について   |
| 令和3年(2021年)<br>3月1日~3月31日 | パブリックコメントの実施<br>市ホームページの健康福祉部安心ネットワーク推進室地域福祉課のページのほか、市役所1階市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、総合福祉センター、老人福祉センター(フレミラ)で公表<br>意見数:16件 |
| 令和3年(2021年)<br>4月30日      | 第3回宝塚市地域福祉推進検討会(書面会議)<br>■議事内容<br>・パブリックコメント実施に伴う結果公表について  |

| 日時                   | 内容   |
|----------------------|--|
| 令和3年(2021年)<br>5月18日 | 第4回宝塚市社会福祉審議会<br>■議事内容<br>・宝塚市地域福祉計画(第3期)の策定について |

(そのほか第3期策定のため意見聴取の場)

| 日時                   | 内容  |
|----------------------|---|
| 令和2年(2020年)<br>8月20日 | セーフティネット会議<br>■議事内容<br>・つながりを切らさないための取組について |

## 2. 執行機関の附属機関設置に関する条例

○執行機関の附属機関設置に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

| 附属機関<br>の属する<br>執行機関 | 附属機関       | 担当事務                    | 組織及び構成                |  |
|----------------------|------------|-------------------------|-----------------------|--|
|                      |            |                         | 委員総数                  | 構成   |
| 市長                   |            |                         |                       |  |
|                      | 宝塚市社会福祉審議会 | 市民の社会福祉についての調査、審議に関する事務 | 10人(必要に応じ臨時委員若干名を置く。) | 民生委員 2人<br>福祉団体の関係者 1人<br>知識経験者 2人<br>市内の公共的団体等の代表者 2人<br>公募による市民 2人<br>関係行政機関の職員 1人 |
|                      |            |                         |                       |  |

(委任)

第2条 附属機関の運営について必要な事項は、当該執行機関が定める。

### 3. 宝塚市社会福祉審議会規則

○宝塚市社会福祉審議会規則

昭和46年6月25日

規則第21号

注 昭和58年10月1日規則第40号から条文注記入る。

改正 昭和58年10月1日規則第40号

平成2年3月31日規則第16号

平成6年3月31日規則第10号

平成8年3月29日規則第17号

平成12年3月31日規則第42号

平成13年9月4日規則第47号

平成15年3月19日規則第6号

平成20年3月31日規則第14号

平成24年3月30日規則第8号

平成27年3月31日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、宝塚市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、市民の社会福祉について調査、審議し、答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長は、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

(平15規則6・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 民生委員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員 その職に在職する期間

(2) 福祉団体の関係者、知識経験者、市内の公共的団体などの代表者及び公募による市民のうちから委嘱された委員 2年

2 委員は、再任されることができる。

(平15規則6・平24規則8・一部改正)

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときに、市長が当該特別事項を明示して委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査、審議が終了したときに、その身分を失う。

(平15規則6・一部改正)

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第8条 審議会は、審議会又は次条の規定に基づいて設置した小委員会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平13規則47・追加、平27規則30・一部改正)

(小委員会)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員又は臨時委員で組織する。

(平13規則47・追加)

(幹事)

第10条 審議会に、その事務処理の推進を図るため幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

3 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(平13規則47・旧第8条繰下)

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、高齢福祉課で行う。

(昭58規則40・平2規則16・平6規則10・平8規則17・平12規則42・一部改正、平13規則47・旧第9条繰下、平20規則14・平27規則30・一部改正)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平13規則47・旧第10条繰下)

附 則

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第40号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年規則第10号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年規則第17号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第14号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第30号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 4. 宝塚市地域福祉推進検討会設置要綱

### ○宝塚市地域福祉推進検討会設置要綱

#### (設置)

第1条 本市の地域福祉の円滑な推進を図るため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項の規定に基づき、宝塚市地域福祉推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 宝塚市地域福祉計画の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関する部局間の連携、調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 検討会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には健康福祉部安心ネットワーク推進室長を、副会長には地域福祉課長を、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は検討会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。

#### (部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

#### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、地域福祉課が行う。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

| 所 属        | 委 員  |
|------------|--|
| 企画経営部      | 政策室 エイジフレンドリー<br>シティ推進担当課長                                 |
| 市民交流部      | 市民協働推進課長   |
| 総務部        | 人権男女共同参画課長   |
| 都市安全部      | 総合防災課長   |
| 健康福祉部      | 高齢福祉課長<br>健康推進課長<br>介護保険課長<br>障害福祉課長<br>生活援護課長<br>せいかつ支援課長 |
| 子ども未来部     | 子ども政策課長<br>子ども家庭室家庭児童相談担<br>当課長<br>子ども家庭支援センター所長           |
| 産業文化部      | 商工勤労課長   |
| 教育委員会学校教育部 | 学校教育課長   |
| 教育委員会社会教育部 | 社会教育課長   |

※令和2年(2020年)6月29日宝塚市地域福祉推進検討会地域福祉計画策定部会では、会長の指名により次の方に参加いただき、ご意見をお聴きしました。

| 氏名            | 所属                  |
|---------------|---------------------|
| 藤井 博志<br>(会長) | 関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科 |
| 後藤 至功         | 佛教大学福祉教育開発センター      |

## 5. 宝塚市社会福祉審議会委員名簿

| 委員 | 区分             | 氏名     | 所属                          |
|----|----------------|--------|-----------------------------|
| 委員 | 知識経験者          | 藤井 博志  | 関西学院大学 人間福祉学部<br>社会福祉学科 教授  |
| 委員 | 知識経験者          | 松岡 克尚  | 関西学院大学 人間福祉学部<br>人間福祉研究科 教授 |
| 委員 | 福祉団体の関係者       | 福本 芳博  | 宝塚市社会福祉協議会 理事長              |
| 委員 | 民生委員           | 福住 美壽  | 宝塚市民生委員・児童委員連合会 会長          |
| 委員 | 民生委員           | 長岡 恵美  | 宝塚市民生委員・児童委員連合会 副会長         |
| 委員 | 市内の公共的団体などの代表者 | 久保田 久男 | 宝塚市自治会連合会 会長                |
| 委員 | 市内の公共的団体などの代表者 | 井上 聖   | 宝塚市障害者（児）団体連絡協議会 会長         |
| 委員 | 公募による市民        | 井出 雄二  | 令和3年3月31日まで                 |
| 委員 | 公募による市民        | 齋賀 今日子 | 令和3年3月31日まで                 |
| 委員 | 公募による市民        | 奥村 信子  | 令和3年4月1日から                  |
| 委員 | 公募による市民        | 田中 遼平  | 令和3年4月1日から                  |
| 委員 | 関係行政機関の職員      | 野原 秀晃  | 兵庫県宝塚健康福祉事務所長               |





## 宝塚市地域福祉計画（第3期）

令和3年（2021年）6月

発行 宝塚市健康福祉部安心ネットワーク推進室地域福祉課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-0653 ファクス：0797-71-1355